

# 教育・保育提供区域の設定について

教育・保育提供区域は、利用者の利用区域に影響がでるものではなく、提供側の体制づくりのための区域である。

		教育・保育提供区域の設定（案）	
		1区域の場合	3・4区域の場合
概要		市域全域を1区域とする	1成東、2山武、3蓮沼・松尾の3区域、または蓮沼と松尾を1区域毎にわける4区域とする
現状	現在の利用状況	市全域	—
視点1	利用者にとってわかりやすいか	◎市内全域＝1区域でわかりやすい ◎合併の経緯や施策展開との連続性からの整合性がある	◎居住地区に近い。（区域設定を認識していなくても利用者には不都合はない）
視点2	利用者にとって利便性が高いか	▼1区域として施設・事業が整備されており、現状とかわらない	○区域内の需要に見合った施設・事業が整備されることになり、区域内の利便性は高まる
視点3	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できるか	◎利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースが少なくないことなどから、利用実態に合った計画としやすい	▼区域を超えた施設・事業の利用がある程度発生することが想定されるなど、利用実態と合致しない部分があるかもしれない
視点4	一過性の需要・急な対応が必要な場合に柔軟に対応できるか	◎市内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応がしやすい	▼区域ごとで供給体制を整備する必要がある、区域内で対応しきれぬか検討が必要である
視点5	事業者が参入しやすいか	◎1区域の提供体制及び計画の確保が必要である	▼事業者にとっては区域ごとの提供体制を確保する必要がある

◎長所的な要素      ▼短所的な要素